

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の申請について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、アルバイト収入の激減等により困窮している学生の「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の創設が5月19日の閣議で決定されました。

給付金の申請は大学を通して行います。内容を一部、以下に掲載します。

支給要件や手続きの流れなど、詳しくは【「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引き（学生・生徒用）】を確認し、申請して下さい。

1. 事業の概要

国の定める要件を満たす学生は10万円が給付されます。

住民税非課税世帯の場合は給付額が20万円となります。

2. 支給対象

国の定める要件を全て満たす、本学に在籍している学生。

※休学中の学生も要件を満たすと考えられる場合は手続きを行ってください。

※要件を満たすかどうか不明だが、困窮しているという場合は相談して下さい。

【Point】 特にこのような学生は要件を確認して下さい。

- ・アルバイト収入を学費・生活費に充てている（主に自宅外通学者）
 - ・アルバイト収入が激減した（またはアルバイトに就く予定だったのに就けていない）
 - ・日本学生支援機構奨学金（給付・第一種貸与）を利用している（または利用予定）
- ※この他にも要件は複数あります。

3. 手続き方法

手引きに記載されている必要書類を準備し、6月3日（水）までに担当者へ提出して下さい。

担当者は学務課（キャリアデザインセンター内）の奨学金担当者です。

書類の準備が間に合わない場合も期限までに必ず連絡して下さい。期限までに連絡がない場合は申請できなくなることがあります。また、期限に遅れると給付時期が遅れることがあります。

※担当者連絡先 ⇒ 電話：0749-63-5815 / メールアドレス：syusyoku@s-bunkyo.ac.jp

4. 関係書類等

- ・文部科学省作成資料：「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の創設
（文部科学省 HP より https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html）
- ・「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引き（学生・生徒用）
- ・申請様式1～3 （※3は提出が必要となった場合に連絡します）

以上